

2026年度 町田市立小山ヶ丘小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2026年1月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

いじめが全ての児童に関係する問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするために必要な対策を講じる。そのために、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員がいじめの定義について十分に理解したうえで、保護者・地域社会と共に手を取り合いながら、「いじめに関する授業」を含む全教育活動を通していじめの未然防止に取り組む。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 「いじめに関する授業」を年間3回以上実施

全ての児童に「いじめは決して許されないこと」の指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築するための能力の素地を養う。

- ① 4月、12月、3月は各学年の年間計画に設定されたいじめに関する授業を行う。
- ② 6月には、全学級で「いじめ絶対しま宣言」を作成する。

(2) 心の教育の推進

全ての児童が安心して、自己肯定感や自己有用感を育み、充実感のもてるような学校づくり、授業づくりを行う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童が自分の心と向き合い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- ① 全校道徳の実施(毎月1回)
- ② 道徳授業地区公開講座の充実(9月)
- ③ スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化
- ④ ふれあい月間の実施(6月、11月)

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

地域や保護者(家庭)、関係機関と一体となり、いじめの未然防止に取り組む。

- ① 保護者会やお便り、ホームページ等がいじめの定義や指導方針、相談体制、いじめ防止やSOSの出し方などについて共通理解を図る。
- ② 学校運営連絡協議会において、いじめの実態や対応についての説明と地域の協力を願う。

2 いじめに「気付く」（早期発見）

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」との認識の下、いじめの早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。また、いじめは教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを強く認識し、いじめを見逃さない組織・体制づくりを行う。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

児童が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 全ての児童に対して、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、「誰に相談してもよい」ということを伝える。
- ② 面談の充実（年に2回の個人面談）
- ③ 「スクールサイン」や「TOKYOほっとメッセージチャンネル」等の第三者相談窓口を紹介するとともに、相談方法の指導を徹底する。

(2) いじめの兆候を見逃さない体制づくり

児童の些細な変化や兆候であっても、「いじめではないか」という疑いをもって対処する。いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 子どもの普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との確実な情報共有
- ③ 「スクールサイン」の投稿への早期対応

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年3回の職員向け校内研修（4月、8月、12月）の実施
- ② 「学校いじめ対応チーム」月一回の定例会および生活指導夕会において、「心のアンケート」結果についての情報共有・対応協議。

3 いじめから「守る」（早期対応）

学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応し、いじめの被害児童を徹底して守り通す。また、いじめを受けた児童の心情を聞き取り、状態に合わせた継続的なケアを行う。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 組織的な対応につなげる

教職員は些細な兆候や懸念であっても、以下の3点を遵守し、学校の組織的な対応につなげる。

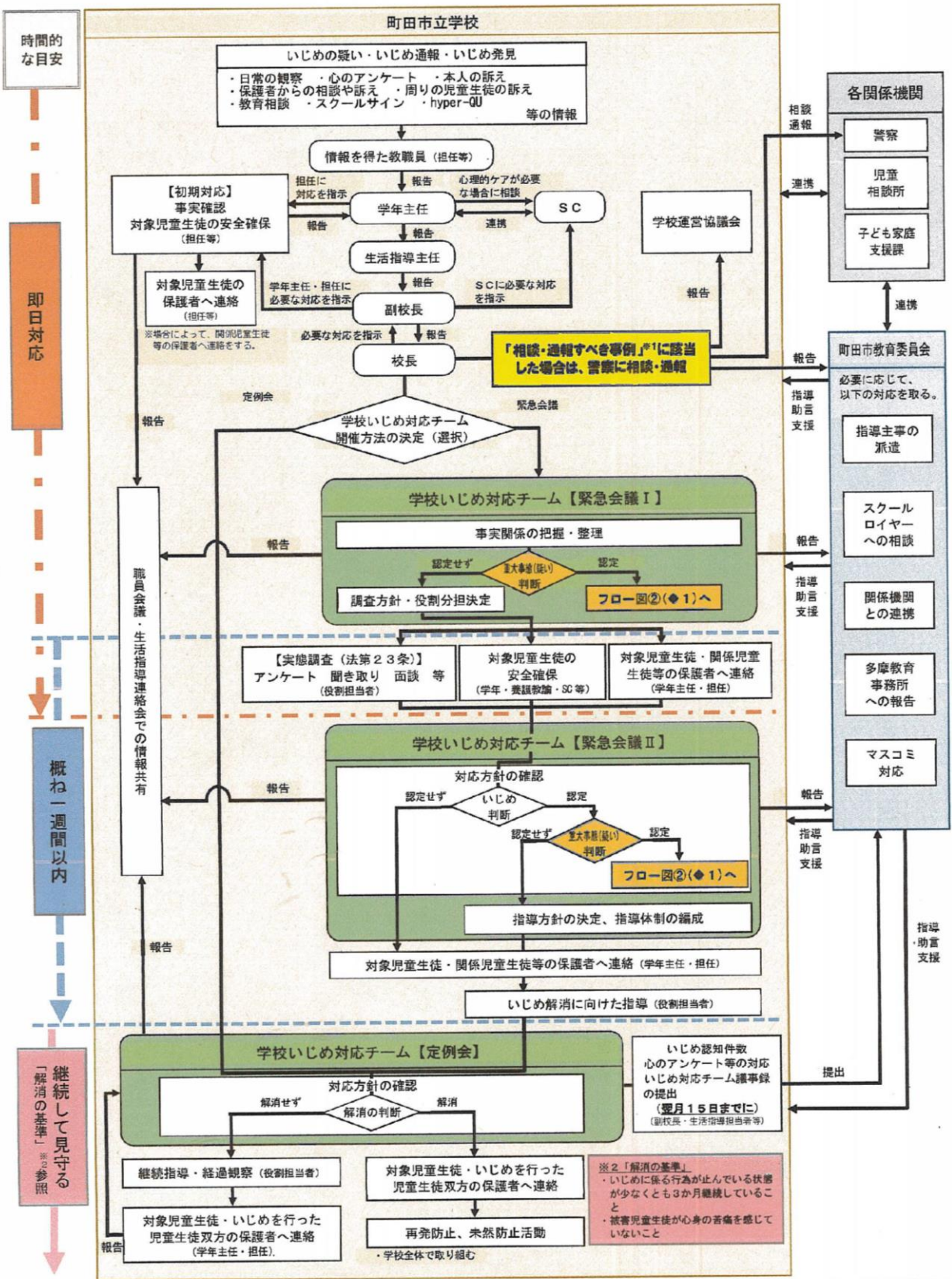
- ① 一人で抱え込まない。
- ② 個人で判断・対応しない。
- ③ 直ちに全ての情報を学校いじめ対応チームに報告・相談する。

(2) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 「いじめがあった」もしくは「いじめが疑われる」との報告があった時点で速やかにいじめ対応チームを招集し、その後の調査や対応、指導の流れなどについて協議する。また、事実を把握したうえで、いじめの被害児童と加害児童、双方の保護者に連絡・相談しながら、いじめを行った児童に対する指導や学級指導を行い、いじめがなくなるまでそれを継続する。
- ② 担任や学年主任を中心に継続的な見守りを行い、いじめ対応チームで情報を共有し、再発を防止する。

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図① いじめ事案発生時の対応の流れ



※1「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初重 2121 号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(通知)文部科学省)

① ゲームやSNSだけでなく、繰り返し同級生を殴ったりけったりする、無理やりズボンや靴を脱がせ、

② 悪戯を押し付けられ、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。

③ 「おどろけ」 断れば危害を加えると脅し、校舎や廊下・お尻を殴る。

④ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

⑤ 断れば体接触、教科書等の所持品を盗む、財布から現金を盗む。

⑥ 断れば自転車を壊す、制服をカッターで切り裂く。

⑦ 断れば試験しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。

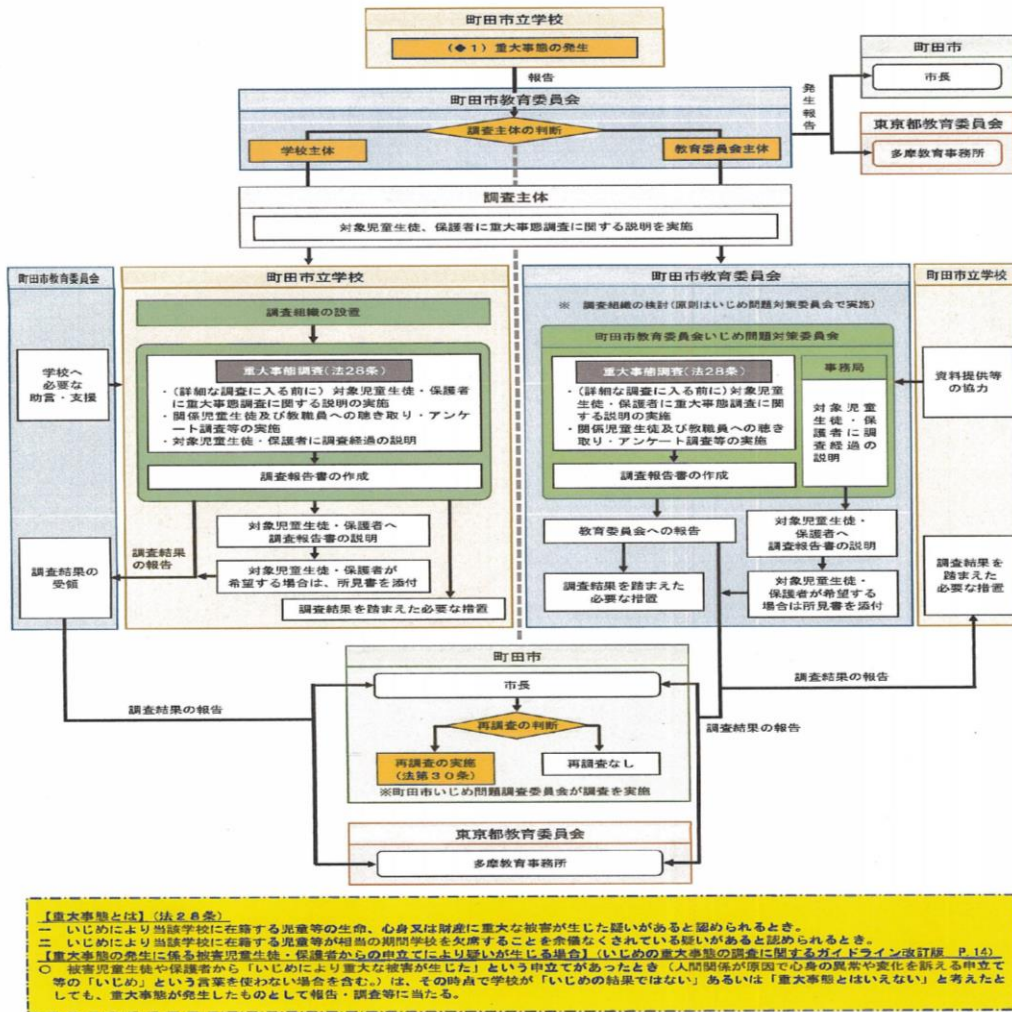
⑧ 本人の嫌なものが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

⑨ 同級生に対して「死ぬ」と言って脅し、その同級生が自殺を決定して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)

⑩ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不潔など悪口を書く。

⑪ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人一人に送信して提供し、同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。

⑫ 元交際相手と別れた際に性的な写真・動画をインターネット上に公表する。



【重大事態とは】(法28条)
 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)
 ○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告(5W1Hを正確に) 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※「被害児童を全力で守る」	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □被害児童・加害児童ともに個別に聞き取る □複数の教職員で聞き取り □話が食い違った場合には、周囲にいた児童への聞き取りも行う(無記名アンケートの活用等) □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明

4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	<ul style="list-style-type: none"> ○速やかに学校いじめ対応チームを招集、情報共有（指導方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、警察署、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○指導→反省・謝罪（二度としないと約束させる） 席替え・声かけ→見守り（3か月）→再発なければ解決とみなす ○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで解決と判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が真剣に対処する姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 小山ヶ丘小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として全教職員で「学校いじめ防止基本方針」についての共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	大川 優	副校長	上高原 貴之
生活指導主任	堀 幹弥	主幹	大谷貴子、吉松一弘
養護教諭	下川 美和	スクール・カウンセラー	東海林 則子
心のアンケート 担当者	東 眞美香	学級担任・学年主任 ※必要に応じて	

【役割】

- いじめ対応チーム定例会の開催、臨時会の開催
- いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる全員面接（5年）、保護者会での説明、子どもの主体的な活動など、それぞれの実施計画）の作成
- 心のアンケート実施後の確実な情報共有、対応協議（学校全体でその為の時間を設定）
- 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、その後の調査方法について協議する。
- 事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- 子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- 全てのいじめ事案について、共通の様式で記録を残し他の教職員が確認できる方法により保管する。また、教育委員会への提出を行う。

VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、いじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	○小山ヶ丘小学校の「学校いじめ防止基本方針」の理解 「学校いじめ防止基本方針」について共通理解を図り、「いじめ対応チーム」の役割について知る。併せて町田市の「いじめ防止の取組推進」の内容を確認する。
8月	○いじめの定義の再確認、及び自己のいじめ防止対策の取組状況の振り返り、改善 全ての教職員が同一の基準でいじめの認知ができるようにする。レーダーチャートを活用し、自己の取り組みを点検し、改善策を立てる等、一人一人の対応力を強化する。
12月	○いじめの傾向の把握・分析、未然防止・解決に向けた協議 全国および自校のいじめの傾向を把握・分析し、未然防止のための取組や迅速かつ適切に解決するための組織的な体制作りについて協議したり、いじめの解消に向けて効果のあった取組について確認したりする。また、保護者、地域、関係機関との連携・協力が必要なことについて情報発信を行う。

Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	4月	道徳	「こころはっば」 友情、信頼
	12月	道徳	「ダメ」 善悪の判断、自律、自由と責任
	3月	道徳	「ぼくのはなさいたけど」 親切、思いやり
2年	4月	道徳	「森のともだち」 友情、信頼
	12月	道徳	「おれたものさし」 善悪の判断、自律、自由と責任
	3月	道徳	「ともだちいろいろつながるひろがる」 友情、信頼
3年	4月	道徳	「いいち、にいっ、いいち、にいっ」 友情、信頼
	12月	道徳	「みさきさんのえがお」 公正、公平、社会主義
	3月	道徳	「みんなの学校なのに」 よりよい学校生活、集団生活の充実
4年	4月	道徳	「いっしょに遊ばない」 友情、信頼
	12月	道徳	「となりのせき」 公正、公平、社会主義
	3月	道徳	「ポロといっしょ」 親切、思いやり
5年	4月	道徳	「泣いた赤鬼」 友情、信頼
	12月	道徳	「どうすればいいんだ」 公正、公平、社会主義
	3月	道徳	「心のレシーブ」 友情、信頼
6年	4月	道徳	「ばかじゃん！」 友情、信頼
	12月	道徳	「法律って何だろう？」 規則の尊重
	3月	道徳	「みんないっしょだよ～黒柳徹子～」 親切、思いやり